甲第1号議案から 甲第24号議案まで

令和5年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和5年2月14日提出

沖縄県

令和5年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和 5 年度沖縄県一般会計予算
甲第2号議案	令和 5 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算 ・・・・・・・・・13
甲第3号議案	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 · · · · 15
甲第4号議案	令和 5 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算 · · · · · · · · · · · 17
甲第5号議案	令和 5 年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第6号議案	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 · · · · · · · · 22
甲第7号議案	令和 5 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算 · · · · · · 25
甲第8号議案	令和 5 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · 27
甲第9号議案	令和 5 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算 · · · · · · · · 29
甲第10号議案	令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算 31
甲第11号議案	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 · · 33
甲第12号議案	令和 5 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算 · · · · · · · · · 35
甲第13号議案	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算 · · · · · 38
甲第14号議案	令和 5 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算 ・・・・・・・・・40
甲第15号議案	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算 · · · · · 42
甲第16号議案	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算 45
甲第17号議案	令和 5 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算 … · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
甲第18号議案	令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算 · · 49
甲第19号議案	令和 5 年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案	令和 5 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算 · · · · · · · · 55
甲第21号議案	令和 5 年度沖縄県病院事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · 57
甲第22号議案	令和 5 年度沖縄県水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · 60
甲第23号議案	令和 5 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案	令和 5 年度沖縄県流域下水道事業会計予算

一般 会計

甲第1号議案

令和5年度沖縄県一般会計予算

令和5年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ861,395,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月14日提出

歳入

	款		項		金額	
1	県 税				146, 357, 000	千円
		1	県 民	税	47, 625, 000	
		2	事業	税	35, 760, 000	
		3	地 方 消 費	税	30, 973, 000	
		4	不 動 産 取 得	税	4, 344, 000	
		5	果 た ば こ	税	1, 864, 000	
		6	ゴルフ場利用	税	855, 000	
		7	自動車取得	税	14, 000	
		8	軽 油 引 取	税	7, 158, 000	
		9	自 動 車	税	16, 763, 000	
		10	鉱区	税	7,000	
		11	狩 猟	税	2,000	
		12	石油価格調整	税	941,000	
		13	産 業 廃 棄 物	税	51,000	
2	地方消費税清算金				68, 936, 620	
		1	地方消費税清算	金	68, 936, 620	
3	地 方 譲 与 税				26, 021, 000	
		1	特別法人事業譲与	税	25, 235, 000	
		2	地方揮発油讓与	税	493, 000	
		3	石油ガス譲与	税	11,000	
		4	自動車重量讓与	税	81,000	
		5	森林環境讓与	税	31,000	
		6	航空機燃料讓与	税	170, 000	
4	市町村たばこ税県交付金				921, 443	
		1	市町村たばこ税県交付	寸金	921, 443	
5	地方特例交付金				489, 000	
		1	地方特例交付	金	489, 000	
6	地 方 交 付 税				229, 200, 000	
		1	地 方 交 付	税	229, 200, 000	
7	交通安全対策特別交付金				356, 900	
		1	交通安全対策特別交付	寸金	356, 900	

		款				項			金額	
8	分	担金及び負	担金						733, 737	千円
				1	分	担		金	61, 782	
				2	負	担		金	671, 955	
9	使	用料及び手	数料						14, 831, 008	
				1	使	用		料	12, 542, 581	
				2	手	数		料	123, 354	
				3	証	紙	Z	入	2, 165, 073	
10	国	庫 支 出	金						220, 406, 532	
				1	国	庫負	担	金	52, 014, 507	
				2	国	庫補	助	金	167, 035, 277	
				3	委	託		金	1, 356, 748	
11	財	産収	入						2, 539, 050	
				1	財	産 運 用	収	入	1, 437, 240	
				2	財	産 売 払	収	入	1, 101, 810	
12	寄	附	金						190, 915	
				1	寄	附		金	190, 915	
13	繰	入	金						34, 716, 784	
				1	特	別会計線	梟 入	金	51, 921	
				2	基	金 繰	入	金	34, 664, 863	
14	繰	越	金						1	
				1	繰	越		金	1	
15	諸	収	入						79, 249, 410	
				1	延	帯金、加算金	及び過	料	237, 319	
				2	県	預 金	利	子	179	
				3	公'	営企業貸付金	元利収	八人	202, 800	
				4	貸	付金元系	山収	入	63, 688, 240	
				5	受	託 事 業	収	入	484, 064	
				6	収	益 事 業	収	入	5, 941, 580	
				7	利	子割清算	金収	入	1	
				8	雑			入	8, 695, 227	
16	県		債						36, 445, 600	
				1	県			債	36, 445, 600	
L		歳	入	合		計			861, 395, 000	

歳	出										
		款					項			金額	
1	議	会	費							1, 442, 123	千円
				1	議		会		費	1, 442, 123	
2	総	務	費							65, 031, 757	
				1	総	務	管	理	費	24, 095, 887	
				2	企		画		費	11, 470, 287	
				3	徴		税		費	6, 223, 912	
				4	市	町	村 振	長 興	費	19, 083, 068	
				5	選		挙		費	44, 776	
				6	防		災		費	3, 146, 015	
				7	統	計	調	査	費	587, 819	
				8	人	事	委員	会	費	178, 723	
				9	監	査	委	員	費	201, 270	
3	民	生	費							130, 303, 209	
				1	社	会	福	祉	費	78, 450, 894	
				2	児	童	福	祉	費	41, 340, 483	
				3	生	活	保	護	費	10, 469, 492	
				4	災	害	救	助	費	42, 340	
4	衛	生	費							75, 747, 337	
				1	公	衆	衛	生	費	17, 482, 665	
				2	環	境	衛	生	費	1, 773, 521	
				3	環	境	保	全	費	2, 844, 854	
				4	保	仮	ŧ	所	費	2, 555, 158	
				5	医		薬		費	43, 102, 641	
				6	保	健	衛	生	費	7, 988, 498	
5	労	働	費							2, 523, 175	
				1	労		政		費	1, 364, 451	
				2	職	業	訓	練	費	1, 022, 231	
				3	労	働	委員	会	費	136, 493	

			款						IJ	 頁			金額	
6	農	林	水	産	業	費							55, 670, 996	千円
							1	農		業		費	22, 492, 121	
							2	畜	産		業	費	2, 078, 796	
							3	農		地		費	22, 762, 835	
							4	林		業		費	1, 636, 928	
							5	水	産		業	費	6, 700, 316	
7	商			Ľ.		費							97, 782, 979	
							1	商		業		費	3, 274, 068	
							2	工	鉱		業	費	72, 904, 256	
							3	観		光		費	21, 604, 655	
8	土		オ	K		費							80, 894, 832	
							1	土	木	管	理	費	12, 200, 095	
							2	道	路橋	り	ょう	費	24, 936, 408	
							3	河	Ш	海	岸	費	8, 255, 097	
							4	港		湾		費	6, 699, 527	
							5	都	市	計	画	費	14, 090, 317	
							6	住		宅		費	9, 228, 687	
							7	空		港		費	5, 484, 701	
9	警		务	矣		費							37, 772, 345	
							1	警	察	管	理	費	35, 323, 566	
							2	警	察	活	動	費	2, 448, 779	
10	教		킽	育		費							174, 382, 153	
							1	教	育	総	務	費	15, 737, 632	
							2	小	学		校	費	55, 917, 124	
							3	中	学		校	費	35, 887, 289	
							4	高	等	学	校	費	43, 259, 786	
							5	特	別支	援	学校	費	17, 431, 486	
							6	社	会	教	育	費	2, 325, 931	
							7	保	健	体	育	費	1, 248, 437	
							8	大		学		費	2, 574, 468	

		款				丏	Į		金	額	
11 災	(等 復	旧	費						3, 087, 497	千円
					1	農林水産施	i設災害征	復旧費		1, 711, 207	
					2	土木施設	災害復	1日費		1, 312, 474	
					3	教育施設	災害復	旧費		63, 816	
12 公	`	債		費						65, 407, 319	
					1	公	債	費		65, 407, 319	
13 諸	ž H	支	出	金						70, 849, 278	
					1	ゴルフ場を	利用税を	を付金		598, 540	
					2	自動車取	得税交	で付金		9, 753	
					3	環境性能	 割 交	付 金		344, 539	
					4	公 営	企 業	費		335, 353	
					5	財政調整	基金積	立金		932	
					6	県有施設整	備基金	積立金		1, 200, 657	
					7	利 子 割	交人	付 金		32, 148	
					8	配当割	交人	付 金		297, 875	
					9	株式等譲渡	:所得割	交付金		285, 908	
					10	利 子 割	精質	第 金		764	
					11	退職手当	基金積	立金		109	
					12	減 債 基	金 積	立 金		814	
					13	地域振興	基金積	立金		16	
					14	法人事業		付 金		2, 589, 887	
					15	地方消費	 税 交	付 金		34, 634, 651	
					16	地方消費	 税 清	算 金		30, 517, 108	
					17	特別会記	十等繰	出金		224	
14 予	,	備		費						500,000	
					1	予	備	費		500,000	
		歳	E	Ц	í	言言	<u> </u>			861, 395, 000	

第2表 債務負担行為

 事 項	期間	限度額
		千円
消防指導費	令和6年度から 令和7年度まで	2, 085, 782
庁 舎 公 舎 管 理 費 (防災危機管理センター棟 (仮称) 整備事業)	令和6年度から 令和7年度まで	6, 556, 149
公 有 財 産 管 理 費 (公共施設マネジメント推進事業)	令和6年度	357, 362
賦 課 徴 収 費 (県税収納委託事業)	令和6年度	21, 714
電子自治体推進事業費	令和6年度から 令和10年度まで	1, 771, 197
通信対策事業費	令和6年度	2, 094, 000
若 夏 学 院 運 営 費	令和6年度	162, 672
医 師 確 保 対 策 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	医学臨床研修プログラム経費 に関する沖縄県とハワイ大学 との契約額148,695千円に為替 相場変動に伴う額を加えた額 を限度とする。
農業近代化資金等利子補給金	令和6年度から 令和23年度まで	34, 618
経営体育成資金融通等利子補給金	令和6年度から 令和12年度まで	1, 654

事項	期間	限 度 額
令和5年度に沖縄県農業協同組合及	令和5年度から	^{千円} 沖縄県農業振興公社が事業
び全国農地保有合理化協会が沖縄県 農業振興公社に融資したことによっ て損害を受けた場合の損失補償	令和14年度まで	を行うため金融機関等から 資金を借り入れた場合の総額 267,270千円に約定利息と損失 が生じた場合の損失額及びそ の利息を加えた額を限度とす る。
農地集積·集約化対策費 (所有者不明農地)	令和5年度から 令和24年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を 行うため全国農地保有合理化 協会から資金を借り入れた場 合の総額1,526千円に約定利息 と損失が生じた場合の損失額 及びその利息を加えた額を限 度とする。
漁業近代化資金利子補給金	令和6年度から 令和25年度まで	43, 160
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和6年度から 令和12年度まで	581
県融資制度損失補償	令和5年度から 令和24年度まで	554, 709
機械類貸与事業損失補償	令和6年度から 令和17年度まで	53, 200
公共職業能力開発事業費	令和6年度から 令和7年度まで	74, 261
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和6年度	160, 680
道路新設改良費(港湾課)	令和6年度	1,900,000
空港管理運営費	令和6年度	150, 497

事 項	期間	限 度 額	
社会資本整備総合交付金(河川) (国場別)	令和6年度	284, 000	千円
防衛施設周辺障害防止事業	令和6年度	106, 459	
沖縄振興公共投資交付金(河川) (堰 堤 改 良 事 業)	令和6年度から 令和7年度まで	549, 234	
首里城復興基金事業 (木材等)	令和6年度	190, 000	
公 営 住 宅 建 設 費 (牧 港 団 地 1 期)	令和6年度から 令和7年度まで	2, 442, 993	
公 営 住 宅 建 設 費 (平 良 南 団 地 2 期)	令和6年度から 令和7年度まで	1, 912, 000	
公 営 住 宅 建 設 費 (新川団地4期)	令和6年度	1, 512, 848	
企 画 管 理 費 (教育情報化推進事業)	令和6年度から 令和10年度まで	150, 467	
人 材 育 成 推 進 費 (県外進学大学生支援事業)	令和6年度から 令和11年度まで	92, 400	
中学校教育用設備整備費(ICT)	令和6年度から 令和10年度まで	14, 691	
一般管理運営費(高等学校・特別支援学校)	令和6年度から 令和8年度まで	57, 727	
教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校)	令和6年度から 令和10年度まで	411, 480	
学校建設費(中学校)	令和6年度	898, 015	

	事		 項		期	間	限	度	額	
										千円
学	校建設費	(高等学	交)	令和	6年度		1,	403, 018	
図青	書館情報シ	/ スラ	一ム整備	事業		年度から 年度まで			324, 500	
情	報	管	理	費		年度から 年度まで			172, 444	
数言	察	施	設	費	令和	6年度			62, 390	
捜	査 第	_	活動	費		年度から 年度まで			200, 662	
出	納	事	務	費		年度から 年度まで		1,	133, 031	

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
庁 舎 整 備 事 業	1, 655, 900	(借入方法)	年5%以内	償還期間は、据置期間
		証書借入又	(ただし、	を含め30年以内とする。
沖縄振興特別推進交付金事業	418, 000	は証券発行	利率見直し	償還方法は、元利均等、
 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	802, 900	による。	方式で借り	元金均等等による。
	002, 300	発行価格が	入れる資金	ただし、財政の都合に
那覇空港整備促進事業費	189, 100	額面金額を	について、	より、据置期間中であっ
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		下回るとき	利率の見直	ても繰上償還し、償還
通信施設改修事業	48, 500	は、その発	しを行った	年限を変更し、又は借
公共施設等適正管理推進事業	1, 774, 600	行差額をう	後において	り換えることができる。
(長寿命化事業)	_, . , 2, 2 3 3	めるため必	は、当該見	
脱炭素化推進事業	371, 900	要な金額を	直し後の利	
 好	05 000	これに加算	率)	
社会福祉施設整備事業	85, 200	した金額と		
防災・減災・国土強靱化緊急	32, 200	することが		
対 策 事 業 施 設 整 備 事 業		できる。		
施 設 整 備 事 業 (一 般 財 源 化 分)	239, 100			
 児童自立支援施設整備事業	500	(借入時期)		
九里日立文饭	300	令和5年度。		
保健所施設整備事業	96, 700	ただし、事		
		業その他の		
地域活性化事業	4, 828, 400	都合により、		
 公 共 事 業 等	12, 160, 500	その一部又		
	12, 100, 000	は全部を後		
公共施設等適正管理推進事業 (除 却 事 業)	130, 200	年度に繰り		
八重山家畜保健衛生所		延べて起債		
焼 却 施 設 整 備 事 業	24, 300	することが		
緊急自然災害防止対策事業	2, 149, 200	できる。		
海光·珊木 机 / L 机 / L 小 + + +	000 700			
漁業調査船代船建造事業	926, 700			
農業研究施設整備費(単独)	3,600			
種豚改良推進事業	5, 300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急 泼渫推進事業	千円 787, 000			
県営住宅建設事業	1, 648, 600			
県 単 道 路 整 備 事 業	175, 700			
県単河川等整備事業	113, 000			
県単離島空港整備事業	300			
県単県営住宅整備事業	59, 200			
栽培漁業センター整備事業	11, 500			
交 通 事 業	94, 100			
防災対策事業	1, 258, 100			
警察庁舎等施設整備事業	887, 300			
交通安全施設整備事業	17, 700			
一般補助施設整備等事業	222, 200			
青少年教育施設整備事業	182, 400			
学校教育施設等整備事業	505, 400			
臨時高等学校改築等事業	357, 500			
特別支援学校整備事業	19, 600			
災害復旧事業	696, 200			
臨時財政対策債	3, 467, 000			
合 計	36, 445, 600			

特 別 会 計

甲第2号議案

令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,833千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

		款				J	頁			金	額	
1	繰	入	金								5, 675	千円
				1	_	般 会	計	繰	入 金		5, 675	
2	繰	越	金								35, 502	
				1	繰		越		金		35, 502	
3	諸	収	入								6, 656	
				1	貸	付 金	元	利	収入		5, 566	
				2	雑				入		1,090	
		歳	入		<u>\</u>	計					47, 833	

			款						Į	頁			金	額	
1	農	林	水	産	業	費								35, 095	千円
							1	農		業	-	費		35, 095	
2	公		債	責		費								8, 492	
							1	公		債		費		8, 492	
3	繰		L	Ц		金								4, 246	
							1	繰		出		金		4, 246	
				歳		出		<u>}</u>	計					47, 833	

甲第3号議案

令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,006千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				Į	頁			金	額	
1	繰	越	金								25, 510	千円
				1	繰		越		金		25, 510	
2	諸	収	入								112, 496	
				1	貸	付 金	元	利収	ス入		112, 496	
		歳	入	<u>{</u>	7	計					138, 006	

		款				項	ĺ		金	額	
1	商	工	費							25, 510	千円
				1	商		業	費		25, 510	
2	公	債	費							112, 496	
				1	公		債	費		112, 496	
		歳	出	<u>{</u>	7	計				138, 006	

甲第4号議案

令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,135千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

		款				Ŋ	Ą		金		額	
1	繰	越	金							2	201, 095	千円
				1	繰		越	金		2	201, 095	
2	諸	収	入]	149,040	
				1	貸	付 金	元 利	山収 入		1	149, 040	
		歳	入	£	ì	計				3	350, 135	

款	項	金額
1 中小企業振興費		350, 135 千円
	1 中小企業振興費	350, 135
歳出	合 計	350, 135

甲第5号議案

令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和5年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,366千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

			第	1 3	表	歳	入	歳	出	予	算			
歳	j	ι.												
		款					項					金	額	
1	使	用料及び	手数料										58, 58	7 千円
				1	使		月			料			58, 58	7
2	玉	庫 支	出 金										16, 20	0
				1	玉	庫	裤	j j	助	金			16, 20	0
3	財	産	収 入										5, 39	6
				1	財	産	運	用	収	入			5, 39	4
				2	財	産	売	払	収	入				2
4	繰	入	金										389, 07	5
				1		般	会 言	ト 繰	入	金			389, 07	5
5	繰	越	金											1
				1	繰		起	Ý		金				1
6	諸	収	入										65	1
				1	雑					入			65	1
7	県		債										66, 45	6
				1	県					債			66, 45	6
		歳	入	<u>{</u>	1	計	-						536, 36	6
歳	E	Н												
		款					項					金	額	
1	土	木	費										449, 01	
				1	空		溎	5		費			449, 01	
2	公	債	費										87, 35	
				1	公		侵	Ī		費			87, 35	
		歳	出	<u></u>	1	計							536, 36	6

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法 利	率 償還の方法
	千円		
下地島空港整備事業	1,600	(借入方法) 年5%以	人内 償還期間は、据置期間
		証書借入又(ただし	、 を含め30年以内とする。
		は証券発行 利率見直	直し 償還方法は、元利均等、
		による。 方式で借	昔り 元金均等等による。
		発行価格が 入れる資	Y金 ただし、財政の都合に
		額面金額を について	て、 より、据置期間中であっ
		下回るとき 利率の見	l直 ても繰上償還し、償還
		は、その発しを行っ	った 年限を変更し、又は借
		行差額をう 後におい	ヽてり換えることができる。
		めるため必は、当該	
		要な金額を直し後の)利
		これに加算 率)	
		した金額と	
		することが	
		できる。	
		(借入時期)	
		令和5年度。	
		ただし、事	
		業その他の	
		都合により、	
		その一部又	
		は全部を後	
		年度に繰り	
		延べて起債	
		することが	
		できる。	
合 計	1,600		

甲第6号議案

令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,238千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				Į	頁			金	額	
1	繰	入	金								21, 748	千円
				1		般 会	計	繰 フ	(金		21, 748	
2	繰	越	金								16, 935	
				1	繰		越		金		16, 935	
3	諸	収	入								133, 355	
				1	貸	付 金	元	利业	又入		132, 671	
				2	雑				入		684	
4	県		債								35, 200	
				1	県				債		35, 200	
		歳	入	合	j ,	計					207, 238	

		款		項	金	額
1	民	生	費			207, 238 千円
				1 母子父子寡婦福祉費		207, 238
		歳	出	合 計		207, 238

第 2 表 地方債

·		_		
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	手円 35, 200		無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定めるところによる。
合 計	35, 200			

甲第7号議案

令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,160千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款						項				金	額	
1	財	産	収	入									22, 695	千円
					1	財	産	運	用	収	入		22, 695	
2	繰	起	戈	金									172, 838	
					1	繰		起	Ì		金		172, 838	
3	諸	Ų	又	入									627	
					1	雑					入		627	
			歳	入	<u></u>	7	計	•					196, 160	

			項							金額										
1	土地管理業務費																		30, 431	千円
								1	土	地	管	理	業	務	費				30, 431	
2	予	備費															165, 729			
								1	予			備			費				165, 729	
		歳			出	<u></u>	ì	i	計								196, 160			

甲第8号議案

令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出がそれぞれ27,228千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				Į	頁			金額		
1	繰	越	金							24, 6	93	千円
				1	繰		越		金	24, 6	93	
2	諸	収	入							2, 5	35	
				1	県	預	金	利	子		4	
				2	貸	付 金	元	利 収	入	1, 3	75	
				3	雑				入	1, 1	56	
		歳	入	e	ì	計				27, 2	28	

款									項	•				
1	農	林	水	産	業	費							27, 228	千円
							1	水	産	業	費		27, 228	
				歳		出	<u></u>	7	計				27, 228	

甲第9号議案

令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,390千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款					項			金	額	
1	使 用	料及び手	数料								228, 581	千円
				1	使		月		料		228, 581	
2	繰	入	金								58, 549	
				1	_	般	会計	繰	入金		58, 549	
3	繰	越	金								1	
				1	繰		起	Ž	金		1	
4	諸	収	入								109, 259	
				1	雑				入		109, 259	
		歳	入	<u></u>	7	Ī	計				396, 390	

		款					項		金額				
1	中央	卸売市場事	業費								381, 028	千円	
				1	中步	央 卸 ラ	色市場	易事業費	381, 028				
2	公	公 債 費									15, 362		
				1	公		債	費			15, 362		
		歳	出	<u>{</u>	Ì	計					396, 390		

甲第10号議案

令和5年度沖縄県林業·木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,083千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款					項		金	額		
1	繰	入	金								655	千円
				1	_	般 会	計	繰 入	金		655	
2	繰	越	金								23, 280	
				1	繰		越		金		23, 280	
3	諸	収	入								148	
				1	雑				入		148	
		歳	入		<u></u>	計					24, 083	

歳出

款										項		金額					
1	農	林	水	産	業	費									24	4, 083	千円
							1	林		業		費			24	4, 083	
				歳		出	<u>{</u>	<u></u>	計						24	4, 083	

甲第11号議案

令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業 特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,470,064千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款					項				金	額	
1	財	産	収 入									85, 861	千円
				1	財	産	運	用	収	入		59, 740	
				2	財	産	売	払	収	入		26, 121	
2	繰	越	金									1, 384, 201	
				1	繰		走	戉		金		1, 384, 201	
3	諸	収	入									2	
				1	雑					入		2	
		歳	入		<u></u>	計	_					1, 470, 064	

歳出

		款				項			金	額	
1	商	工	費							151, 580	千円
				1	工	鉱	業	費		151, 580	
2	公	債	費							1, 318, 484	
				1	公	債	貴	費		1, 318, 484	
		歳	出		7	計				1, 470, 064	

甲第12号議案

令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,886千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		191,417 千円
	1 使 用 料	191, 417
2 財 産 収 入		19
	1 財産運用収入	19
3 繰 入 金		129, 411
	1 一般会計繰入金	129, 411
4 県 債		222, 039
	1 県 債	222, 039
歳	合 計	542, 886

		款				項		金	額	
1	土	木	費						221, 969	千円
				1	港	湾	費		221, 969	
2	公	債	費						320, 917	
				1	公	債	費		320, 917	
		歳	出	合		計			542, 886	

第 2 表 地方債

起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
			千円				
宜野湾港施設整備事業		113,	500	(借入方法)	年5%	6以内	償還期間は、据置期間
				証書借入又	(たた	ぎし、	を含め40年以内とする。
				は証券発行	利率見	見直し	償還方法は、元利均等、
				による。	方式で	で借り	元金均等等による。
				発行価格が	入れる	資金	ただし、財政の都合に
				額面金額を	につい	いて、	より、据置期間中であっ
				下回るとき	利率0)見直	ても繰上償還し、償還
				は、その発	しを行	うった	年限を変更し、又は借
				行差額をう			り換えることができる。
				めるため必	は、当	首該見	
				要な金額を	直し後	後の利	
				これに加算	率)		
				した金額と			
				することが			
				できる。			
				(借入時期)			
				令和5年度。			
				ただし、事			
				業その他の			
				都合により、			
				その一部又は人知な然			
				は全部を後			
				年度に繰り			
				延べて起債 することが			
				9 ること <i>が</i> できる。			
				(20)			
合 計		113,	500				

甲第13号議案

令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区 特別会計予算

令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,850千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				項		金	額	
1	使 用	料及び手	数料						287, 853	千円
				1	使	用	料		287, 853	
2	繰	越	金						13, 300	
				1	繰	越	金		13, 300	
3	諸	収	入						123, 697	
				1	延滞金、	加算金及	なる過料		1	
				2	雑		入		123, 696	
		歳	入	合	計				424, 850	

		款				項		金	額	
1	商	工	費						411, 295	千円
				1	商	業	費		411, 295	
2	公	債	費						13, 555	
				1	公	債	費		13, 555	
		歳	出	合		計			424, 850	

甲第14号議案

令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,253千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

- 1															
			款						項				金	額	
	1	財	産	収	入									61, 535	千円
						1	財	産	運	用	収	入		61, 535	
	2	繰	起	芨	金									58, 718	
						1	繰		起	芨		金		58, 718	
			方	轰	入	合		計						120, 253	

			款						項			金	•	額	
1	産	業	振	興	費								1	20, 253	千円
						1	産	業	振	興	費		1	20, 253	
			歳		出	合		計					1	20, 253	

甲第15号議案

令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,292千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

歳

		款				項			<u></u>	金	額	
1	使月	月料及び手	数料								174, 419	千円
				1	使	用		料			174, 419	
2	繰	入	金								6, 582	
				1		般会計	繰	入金			6, 582	
3	繰	越	金								8, 291	
				1	繰	越		金			8, 291	
4	県		債								139, 000	
				1	県			債			139, 000	
		歳	入	合		計					328, 292	

		款				J	項		金	額	
1	土	木	費							201, 996	千円
				1	港		湾	費		201, 996	
2	公	債	費							126, 296	
				1	公		債	費		126, 296	
		歳	出	合		計				328, 292	

第 2 表 地方債

								I		1		I		
	起	2 f	責	0)	目	的		限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
										千円				
中	城	湾	港	整	備	事	業		139,	000	(借入方法)	年 5	%以内	償還期間は、据置期間
											証書借入又	(た	だし、	を含め40年以内とする。
											は証券発行	利率	見直し	償還方法は、元利均等、
											による。	方式	で借り	元金均等等による。
											発行価格が	入れ	る資金	ただし、財政の都合に
											額面金額を	につ	いて、	より、据置期間中であっ
											下回るとき	利率	の見直	ても繰上償還し、償還
											は、その発	しを	行った	年限を変更し、又は借
											行差額をう	後に	おいて	り換えることができる。
											めるため必	は、	当該見	
											要な金額を	直し	後の利	
											これに加算	率)		
											した金額と			
											することが			
											できる。			
											(借入時期)			
											令和5年度。			
											ただし、事			
											業その他の			
											都合により、			
											その一部又			
											は全部を後			
											年度に繰り			
											延べて起債			
											することができる			
											できる。			
		合			計				139,	000				

甲第16号議案

令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,868千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		81,468 千円
	1 使 用 料	81, 468
2 財 産 収 入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰 入 金		39, 752
	1 一般会計繰入金	39, 752
4 繰 越 金		116, 634
	1 繰 越 金	116, 634
歳 入	合 計	237, 868

		款				項		\$ 金 額	
1	土	木	費					174, 598	千円
				1	港	Z.	養	174, 598	
2	公	債	費					63, 270	
				1	公	信	費	63, 270	
		歳	出	合		計		237, 868	

甲第17号議案

令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,986千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				I	 頁			,	額	
<u> </u>		425				•			317	•	THE STATE OF THE S	
1	諸	収	入							į	57, 986	千円
				1	雑			入		į	57, 986	
		歳	入	合		計				Ę	57, 986	

		款					IJ	Ą				金	額	
1	土	木	費										54, 738	千円
				1	道	路	橋	り	ょ	う	費		54, 738	
2	公	債	費										3, 248	
				1	公			債			費		3, 248	
		歳	出	合		計							57, 986	

甲第18号議案

令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業 特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,362千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

		款				項		金	額	
1	繰	越	金						153	千円
				1	繰	越	金		153	
2	県		債						272, 209	
				1	県		債		272, 209	
		歳	入	合		計			272, 362	

		款					項		金	額	
1	土	木	費							42, 900	千円
				1	港		湾	費		42, 900	
2	公	債	費							229, 462	
				1	公		債	費		229, 462	
		歳	出	合		計				272, 362	

第 2 表 地方債

					Τ		
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
			千円				
中城湾港(泡瀬地区)		216,	400	(借入方法)	年5%	%以内	償還期間は、据置期間
臨海部土地造成事業				証書借入又	(た)	だし、	を含め30年以内とする。
				は証券発行	利率	見直し	償還方法は、元利均等、
				による。	方式	で借り	元金均等等による。
				発行価格が	入れる	る資金	ただし、財政の都合に
				額面金額を	につい	いて、	より、据置期間中であっ
				下回るとき	利率の	の見直	ても繰上償還し、償還
				は、その発	しを行	うった	年限を変更し、又は借
				行差額をう	後には	おいて	り換えることができる。
				めるため必	は、	当該見	
				要な金額を	直し行	後の利	
				これに加算	率)		
				した金額と			
				することが			
				できる。			
				(借入時期)			
				令和5年度。			
				ただし、事			
				業その他の			
				都合により、			
				その一部又			
				は全部を後			
				年度に繰り			
				延べて起債			
				することが			
				できる。			
合 計		216,	400				

甲第19号議案

令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和5年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,872,970千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

	款					項	Į			金		額	·
1 繰	入	金									65, 372	, 970	千円
			1	_	般	会	計	繰	入 金		65, 372	, 970	
2 県		債									21, 500	, 000	
			1	県					債		21, 500	,000	
	歳	入	合		計						86, 872	, 970	

		款					項		金	額	
1	公	債	費							86, 872, 970	千円
				1	公		債	費		86, 872, 970	
		歳	出	合		計				86, 872, 970	

第 2 表 地方債

証書借入又 (ただし、 を含め25年以内とする。 は証券発行 利率見直し 償還方法は、元利均等、 による。 方式で借り 元金均等等による。 発行価格が 入れる資金 ただし、財政の都合に 額面金額を について、 より、据置期間中であっ 下回るとき 利率の見直 ても繰上償還し、償還 は、その発 しを行った 年限を変更し、又は借							-							I
借		起	債	0)	目	的		限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 和率の見直 は、その発 和率の見直 は、その発 できる。 をおめると要な金額を これに加算 した金額と することができる。 (借入時期) 令和5年度。										千円				
は証券発行による。 発行価格が額面金額を	借			換			債	21,	500,	000	(借入方法)	年59	%以内	償還期間は、据置期間
による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。 (借入時期) 令和5年度。											証書借入又	(た)	だし、	を含め25年以内とする。
発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 について、 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。 (借入時期)令和5年度。											は証券発行	利率	見直し	償還方法は、元利均等、
額面金額を下回るとき、日本の発力を変更し、又は借り換えることができる。 (借入時期)令和5年度。											による。	方式	で借り	元金均等等による。
下回るとき は、その発 けを頼む でも繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借 り換えることができる。 は、当該見 直し後の利 率) した金額と することができる。 (借入時期) 令和5年度。											発行価格が	入れる	る資金	ただし、財政の都合に
は、その発 行差額をう めるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和5年度。											額面金額を	につい	いて、	より、据置期間中であっ
行差額をう めるため必要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 令和5年度。											下回るとき	利率の	の見直	ても繰上償還し、償還
かるため必 は、当該見 直し後の利 本字 できる。											は、その発	しを行	うった	年限を変更し、又は借
要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 令和5年度。											行差額をう	後によ	おいて	り換えることができる。
これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 令和5年度。											めるため必	は、	当該見	
した金額と することが できる。 (借入時期) 令和5年度。												直し行	後の利	
することができる。 (借入時期) 令和5年度。												率)		
できる。 (借入時期) 令和5年度。														
(借入時期)令和5年度。														
令和5年度。											でさる。			
令和5年度。											(借入時期)			
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
合 計 21,500,000														
			合		計			21,	500,	000				

甲第20号議案

令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166, 225, 219千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		56, 815, 639 千円
	1 負 担 金	56, 815, 639
2 国 庫 支 出 金		62, 784, 475
	1 国 庫 負 担 金	40, 018, 564
	2 国 庫 補 助 金	22, 765, 911
3 前期高齢者交付金		33, 079, 405
	1 前期高齢者交付金	33, 079, 405
4 共同事業交付金		430, 404
	1 共同事業交付金	430, 404
5 財 産 収 入		10
	1 財産運用収入	10
6 繰 入 金		13, 115, 274
	1 繰 入 金	13, 115, 274
7 諸 収 入		12
	1 雑 入	12
歳	合 計	166, 225, 219

			款						項			金	額	
1	民		生		費								166, 129, 921	千円
						1	社	会	福	祉	費		166, 129, 921	
2	保	健	事	業	費								95, 298	
						1	保	健	事	業	費		95, 298	
			歳		出	合		計					166, 225, 219	

企 業 会 計

甲第21号議案

令和5年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	Ī	床		数	2, 149 床
(2) 年	間	患 者	首 延	数	1, 370, 544 人
		7	入		院	619, 384
		5	外		来	751, 160
			病		院	696, 562
			診	療	所	54, 598

(3) 一日平均患者数

入		院	1,692 人
外		来	3, 104
病		院	2, 878
診	療	所	226

(4) 主要な建設改良事業

南部医療センター・こども医療センター 338,822 千円 ハイブリッド手術室、新設手術室増設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収	益		68,667,734 千円
第1項 医 業 収	益		54, 281, 993
第2項 医 業 外 収	益		14, 130, 459
第3項 特 別 利	益		255, 282
	支	出	
然。 *** · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第1款 病 院 事 業 費	用		72, 587, 799 千円
第1款 病 院 事 兼 實 第1項 医 業 費	用 用		72, 587, 799 千円 69, 861, 741
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
第1項 医 業 費	用		69, 861, 741
第1項 医 業 費 第2項 医 業 外 費	用 用		69, 861, 741 846, 850

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,149,392千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

				収		入			
第1款 資	本	的」	仅	入				6, 665, 9	66 千円
第1項	企	業		債				4, 393, 7	00
第2項	他 会	計 負	担	金				2, 238, 8	50
第3項	他 会	計 補	助	金				10, 1	01
第4項	国 庫	補	助	金				16, 29	95
第5項	寄	附		金				7, 0	20
				支		出			
第1款 資	本	的	支	出				8, 815, 3	58 千円
第1項	建設	改	良	費				4, 487, 9	19
第2項	企 業	債 償	還	金				4, 127, 4	33
第3項	他会計	借入金	償還	金				200, 0	03
第4項	無 形	固定	資	産					1
第5項	国庫補	前助金河	反 還	金					1
第6項	寄 附	金 返	還	金					1
(企業債)									
	→ - → 11	PP 4-	- 1-	- H - 1.3d	~.I	tele strit =	1.34.52.54	2 2 2 2	

- 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
 - 2 限度額4,393,700千円
 - 3 起債の方法 証書借入又は証券発行

借入時期は、令和5年度中とする。ただし、事業その他の都合により、 起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。

- 4 利 率 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金及び寄附金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。
 - (1) 職員給与費 39,163,660 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、967,241千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,692,948千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類名称数量1取得する資産器械備品電子カルテシステム1

器械備品 ハイブリッド手術対応バイプレーンシステム 1

器械備品 血管造影装置 1

令和5年2月14日提出

甲第22号議案

令和5年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象 那覇市ほか27市町村及び1企業団

(2) 当年度総給水量 153,275千m³

(3) 一日平均給水量 419千㎡

(4) 主要な建設改良事業 5,243,810 千円

イ 導送取水施設整備事業2,112,001ロ 水道広域化施設整備事業1,926,151

ハ 北谷浄水場施設整備事業 1,205,658

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款 水 道 事 業 収 益
 29,962,361 千円

 第1項 営 業 収 益
 17,299,085

 第2項 営 業 外 収 益
 12,535,071

 第3項 特 別 利 益
 128,205

支出

 第1款 水 道 事 業 費 用
 33,199,012 千円

 第1項 営 業 費 用
 32,077,311

 第2項 営 業 外 費 用
 989,411

 第3項 特 別 損 失
 127,290

第4項 予 備 費 5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,218,319千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額177,522千円、過年度分損益勘定留保資金3,475,538千円及び減債積立金565,259千円で補てんするものとする。)。

収	入
第1款 資 本 的 収 入	6,809,067 千円
第1項 企 業 債	1, 790, 100
第2項 国 庫 補 助 金	4, 491, 748
第3項 他 会 計 補 助 金	293, 989
第4項 固定資産売却代金	229
第5項 建設負担金返還金	233, 000
第6項 その他資本的収入	1
支	出
第1款 資 本 的 支 出	11,027,386 千円
第1項 建 設 改 良 費	6, 872, 359
第2項 企業債償還金	3, 944, 626
第3項 国庫補助金返還金	210, 401
(債務負担行為)	
第5条 債務負担行為をすることが	できる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
事項	期間限度額
浄水場等施設整備事業	令和6年度 47,869千円
追手切水施設敷備事業	令和 6 年度から 令和 8 年度まで 5,651,239 千円
水道広域化施設整備事業	令和6年度 1,364,871千円
沖縄県企業局施設	令和6年度 21 141 千円

栗国島ほか2島水道施設令和6年度から162,954千円運転管理業務委託令和10年度まで

21,141 千円

令和6年度

阿嘉浄水場仮設苛性 令和6年度 4,950千円

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
 - 2 限度額1,790,100千円
 - 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
 - 4 利 率 年5%以内

再構築検討調査業務委託

5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、 元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であって も繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
 - (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。
 - (1) 職員給与費 2,301,814 千円
 - (2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、343,873千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月14日提出

甲第23号議案

令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給	水	対	象						108 事業所	-
(2)	当 年	度総	給水	量						9, 240 千m	3 [
(3)	一日	平均	給水	量						25 千m	3 [
(4)	主要不	な建設	改良事	業						1,346 千円	
/	了 導	水 施	設 整	備事	業					1, 346	
(1)	口光的	[v x x	バギュ	1)							

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収	益		653,956 千円
第1項 営 業 収	益		362, 759
第2項 営 業 外 収	益		291, 196
第3項 特 別 利	益		1
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	用		749, 241 千円
第1項 営 業 費	用		743, 943
第2項 営 業 外 費	用		4, 797
第2項営業外費第3項特別損	用 失		4, 797 1
			4, 797 1 500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55,253千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額549千円、減債積立金38,600千円及び建設改良積立金16,104千円で補てんするものとする。)。

収 入 第1款資本的収入 2,867 千円 第1項 国 庫 補 助 908 第2項 他 会 計 補 助 金 1,959 支 出 第1款 資 本 的 支 H 58, 120 千円 第1項 建 設 改 良 費 17, 549 40, 559 第2項 企業債償還金 第3項 国庫補助金返還金 12 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 事 項 間 限度額

沖縄県企業局施設

令和6年度

再構築検討調査業務委託

1.138 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め る。
 - (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
 - (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。

(1) 職員給与費

35,746 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,793千円である。

令和5年2月14日提出

甲第24号議案

令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、 うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、 北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町

(2) 年間総処理水量 108,888千㎡

(3) 一日平均処理水量 299 千㎡

(4) 主要な建設改良事業 6,282,242 千円

イ 中部流域下水道事業 5,836,622

口 中城湾流域下水道事業 288,256

ハ 中城湾南部流域下水道事業 157,364

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

失

第1款 流域下水道事業収益11,686,066 千円第1項 営 業 収 益5,549,877第2項 営 業 外 収 益6,136,189

支出

第1款 流域下水道事業費用 12,415,909千円

第1項 営 業 費 用 12,101,166千円

1

第2項 営 業 外 費 用 311,742

第4項 予 備 費 3,000

(資本的収入及び支出)

第3項 特 別 損

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,252,298千円は、過年度消費税資本的収支調整額74,186千円、過年度分損益勘定留保資金579,928千円及び減債積立金598,184千円で補填するものとする。)。

		収		入	
第1款 資	本 自	勺 収	入		6,271,610 千円
第1項	企	業	債		2, 666, 200
第2項	国庫	補 助	金		2, 956, 000
第3項	建設	負 担	金		649, 410
		支		出	
第1款 資	本 自	勺 支	出		7,523,908 千円
第1項	建設	改良	費		6, 301, 451
第2項	企 業 債	責 償 還	金		1, 165, 621
第3項	国庫補具	助金償還	金金		1
第4項	建設負	担金償還	金金		1
第5項	他会計長期	明借入金償运	 景金		56, 834
(債務負担	行為)				
	# [# /=)/ .a.	1 1 10	- 1:		3/1 - 3 3 3 3 4 3 4 4 3 W

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
中 部 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和6年度	13,038 千円
中 城 湾 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和6年度	488, 477 千円
中城湾南部流域下水道維 持 管 理 費	令和6年度	300,718 千円
中部流域下水道建設費(企業債)	令和6年度	553,800 千円

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
 - 2 限度額2,666,200千円
 - 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
 - 4 利 率 年5%以内
 - 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、 元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であって も繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
 - (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- **第9条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。
 - (1) 職員給与費559,820 千円(他会計からの補助金)
- 第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、979,837千円である。

令和5年2月14日提出